

福島県航空・宇宙産業技術研究会規約

(名称)

第1条 本研究会は、「福島県航空・宇宙産業技術研究会」と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、航空宇宙産業分野において、会員への情報提供及び製造技術者の育成を行うことで、会員企業の技術基盤強化を図り、当該分野への会員企業の参入を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 航空・宇宙産業への参画を目標とした提案
- (2) 技術動向や認証取得のためのセミナーの開催
- (3) 航空機製造のための技術研修
- (4) 県内外への情報発信
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 本研究会は業務の円滑な推進と連絡のため、事務局をハイテクプラザ産学連携科内に設ける。

(会員)

第5条 本研究会の会員は、本研究会の趣旨に賛同する産学官の関係者で構成する。

2 会員の加入・脱退については任意とし、代表に所定の書面を提出することとする。

(役員)

第6条 本研究会に役員として会長1名を置く。

- 2 会長はハイテクプラザ所長とする。
- 3 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 4 代表に事故のある時は、代表が予め指名する者がその職務を代行する。

(運営)

第7条 本会の運営に関して必要な事項は事務局が検討し、実施する。

2 本研究会の事業年度の期間は、4月1日から3月31日とする。

(機密保持契約)

第8条 会員は本研究会で知り得た秘密情報に関して、許可なく発表、公開、漏洩、利用してはならない。

2 会員は、当該研究会内で提示する資料や発言が秘密事項に該当する場合は、その旨を申し出て、他の会員に秘密情報であることを周知することとする。

3 本研究会において事業を進めるにあたり、機密保持契約が必要とされる場合は、その当事者間で契約を結ぶものとする。

(付則)

本規約は、平成21年10月29日から施行する。

本規約は、平成28年5月23日から施行する。